

昭和音楽大学の学則の変更について（届出）

令和5年3月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人東成学園
理事長 下八川 共祐

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

記

- ・音楽学部器楽学科の廃止に係る学則変更

※当該学科の学則変更手続は平成28年度に実施。
本件は当該学科の廃止を届け出るもの。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

・ 音楽学部器楽学科の廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法

(事 由) 音楽学部器楽学科を改組転換して、平成29年度から音楽学部音楽芸術表現学科を設置している。音楽学部器楽学科は既に募集停止しており、全ての在籍者が卒業する本年度末をもって廃止する。

(時 期) 令和6年3月31日

(処 置 方 法) 在籍者卒業をもって廃止